

迷惑防止条例改正

※和歌山県「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」が一部改正されます

改正
内容

以下の種類の「嫌がらせ行為」が、新たに拡大されて規制対象となり、罰則が引き上げられます。

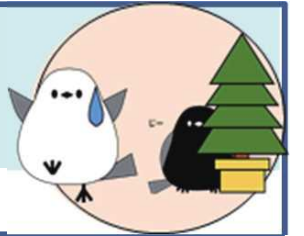
● 第11条「嫌がらせ行為の禁止」の対象行為の拡大

★「嫌がらせ行為」とは特定の者等に対し、規制対象行為を反復して行うことを言います。

追 加

住居や勤務先等通常所在する場所（の付近）において、見張り、押し掛け、うろつくこと

例）住居や職場等の付近で、うろつくこと。



追 加

現に所在する場所（の付近）において、見張り、押し掛け、うろつくこと

例）客として訪れていた店舗に押し掛ける。
出演していた演奏会場（の付近）等においてうろつくこと。



新 設

行動を監視していると思わせるような事項を告げる等

例）帰宅直後に「おかえり」等とメール送信する。
相手方の勤務先が管理するホームページ上に相手方の容姿を撮影した画像を投稿すること。



新 設

面会その他の義務のないことを行うことを要求すること

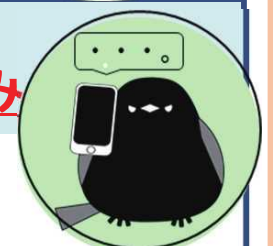
例）拒否しているにもかかわらず、面会や謝罪等を求める。
拒否しているにもかかわらず、一方的に物品を届けること。



追 加

拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、FAX・メール・SNSでメッセージを送信し、ブログ・SNSへの書き込み

例）拒まれたにもかかわらず、連続して文書やメール、SNSでメッセージを送ったり、ブログやSNSに書き込んだりすること。



確認的
明記

性的羞恥心を害する文書、図面、電磁的記録に係る記録媒体
その他の物を送付等

例）わいせつな写真や、DVDやUSB等の電磁的記録に係る記録媒体を送ったり、インターネットに掲載する。



新 設

相手の承諾なく、GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為

例）相手方のスマートフォンを悪用して、スマートフォンの画面上に位置情報を表示させて盗み見る行為。
相手方の車に取り付けられたGPS機器の位置情報を取得する行為。



新 設

相手の承諾なく、GPS機器等を取り付ける行為等

例）相手方の車にGPS機器を取り付ける。
相手方の所持するカバン等にGPS機器を差し入れる。



● 罰則の厳罰化

単純：「1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」
常習：「2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」

